

## 被扶養者認定基準の概要

### ○被扶養者の収入要件について

主として組合員の収入によって生計を維持している者であることが必要です。被扶養者に(表1)に掲げる恒常的な収入があり、(表2)に掲げる認定基準額以上の恒常的な収入があるときは被扶養者になることはできません。  
なお、収入の算定方法については(表3)のとおりです。

(表1) 恒常的な収入の一覧

該当する収入	事業収入、不動産収入、利子・配当収入、給与収入、報酬、公的年金等(※)、雇用保険の基本手当・再就職手当、就業促進定着手当、傷病手当金、育児休業手当金、企業年金・個人年金(一時金による一括受取分を除く。)、日本学術振興会特別研究員に支給される研究奨励金、司法修習生に対する資金貸与金、児童手当、児童扶養手当、株式売却による収入金額(売却価格－{取得費＋委託手数料等})、その他
該当しない収入	退職収入・譲渡収入・山林収入等の一時的に得た収入、奨学金、雇用保険の高年齢求職者給付金・特例一時金、その他

※ 公的年金等とは次に掲げる年金(障害・遺族を支給事由とする年金を含む。)です。

国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、独立行政法人農業者年金基金法、その他の法律により支給される年金たる給付

(表2) 認定基準額

対象者	基準額	
収入の全部又は一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る収入がある者又は60歳以上で収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入がある者	年額	1,800,000円
	月額	150,000円
	日額	5,000円
上記以外の者	年額	1,300,000円
	月額	108,334円
	日額	3,612円

☆ 基準額の換算については原則として次のとおりです。

年額：事業、不動産、農業、公的年金収入など  
月額：給与収入など  
日額：雇用保険の基本手当、傷病手当金など

(表3) 収入の算定方法

収入区分	年額単位	月額単位	日額単位
算定式	前年の総収入金額－必要経費(※1)	平均収入月額	収入日額
		$\left\{ \begin{array}{l} \text{(直前四半期(※2)の給料総額} \div 3) \\ + \\ \text{(過去1年間の賞与総額} \div 12) \end{array} \right\}$	

※1 必要経費とは、社会通念上明らかに当該収入を得るために必要と認められる経費のことをいいますが、所得税法で認められている経費でも扶養認定では認められない経費がありますのでご注意ください。

※2 四半期とは、1月～3月を第1四半期、4月～6月を第2四半期、7月～9月を第3四半期、10月～12月を第4四半期に分割したものです。

☆ 農業収入の名義と耕作者が異なる場合等については、名義上の収入の帰属にかかわらず、実態は誰に帰属するかによって判定しますので、組合員名義の収入であっても実態として被扶養者が農業に従事しているときは、この申告書の⑤欄を必ず記載してください。

この収入の算定方法は、農業収入金額から必要経費を控除した額に従事している被扶養者の従事割合を乗じた額により算出します。なお、農業以外の事業についても同様に扱います。

### ○被扶養者の同居要件について

組合員の血族たる子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び配偶者以外の者については組合員と同一世帯に属していなければ被扶養者になることはできません。

なお、組合員の血族たる子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で組合員と同一世帯に属していないときは、(表4)に掲げる条件を満たす金銭援助をしなければ被扶養者になることはできません。

(表4) 金銭援助の条件

最低援助額(月当たり)	該当被扶養者の前年収入年額×50%÷12ヶ月(千円未満切捨て) ※この算式で計算した金額が25,000円に満たないときは25,000円
金銭援助の回数	各四半期(1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月)毎に最少1回
援助事実の確認できる書類	<p>預貯金通帳(写)、振込領収証(写)、カード利用明細(写)、その他の送金事実が確認できる書類</p> <p>☆ 組合員が負担している住宅費(家賃、電話代、光熱給水費等)は金銭援助とみなしますので、この場合は、組合員が住宅費を負担している事実が確認できる書類でも構いません。</p> <p>【ご注意】 手渡申立書、手渡領収書等は金銭援助として一切認められません。また、物品援助の現金換算も認められません。なお、配偶者および在学証明書を提出した学生については、金銭援助の確認書類の提出は省略できます。</p>

☆ 組合員以外の者から金銭援助を受けている場合の最低援助額は、上記の算式による金額以上かつ組合員以外の者からの援助額以上の金額です。

○夫婦共同扶養の原則について

組合員夫婦が共同で扶養している被扶養者については次のとおりです。

- ア 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、原則として前年分の年間収入の多い方を「主たる扶養者」として取り扱います。
- イ 夫婦双方の年間収入が同程度(1割以内の差額であれば同程度とする。)である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者となります。
- ウ 当該被扶養者について、組合員以外の者が地方公共団体、国、その他から扶養手当を受けている場合は被扶養者になることはできません。  
ただし、組合員が育児休業の承認を受けたため、それまで組合員に支給されていた扶養手当が打ち切れ、組合員の配偶者に当該扶養手当が支給されている場合は、その育児休業がなかったものとして取り扱い、引き続き組合員の被扶養者として認定します。

○夫婦相互扶助の原則について

被扶養者に配偶者(組合員を除く。)があり、かつ、当該被扶養者夫婦の合計収入が年間288万円以上あるときは、夫婦相互扶助の原則により、夫婦とも被扶養者になることはできません。

なお、被扶養者夫婦の合計収入が年間288万円未満であっても、個人単位で認定基準額を超える者については、被扶養者になることはできません。

また、被扶養者に配偶者(組合員を除く。)があり、かつ、当該配偶者が共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者であるときは、原則として、当該配偶者の被扶養者となるべきものとします。

○被扶養者の認定取消について

被扶養者が資格要件に該当しなくなったときは、被扶養者の認定を取消します。

認定取消期間については表5に掲げるとおりです。

ただし、取消期間中に大幅な収入減少が認められるときはこの限りではありません。

なお、収入による具体的な判定については、下記に掲げる事例のとおりです。

(表5) 認定取消期間一覧表

認定取消事由		認定取消期間
収入金額の基準額超	年額単位	年金収入 当該支給に関する通知の発行日から 事業収入 当該収入年の翌年7月1日から1年間
	月額単位	当該四半期の翌1日から1四半期間
	日額単位	当該収入の支給期間
金銭援助不足(調査により判明)		当該調査年の7月1日から1四半期間
被扶養者夫婦の合計収入の基準額超		当該収入年の翌年7月1日から1年間
その他認定取消事由に該当したとき		取消事由により当該取消事由の発生した日又はその翌日から

☆ 異なる単位の収入を同時に得ている場合の認定取消については、実情に応じて判定します。

☆ 月給制で基準額以上の給与を受けている場合、日給制や時給制で基準額以上の給与を受けることが見込まれる場合など、実情によってはこの認定取消期間以外の日に取り消すことがあります。

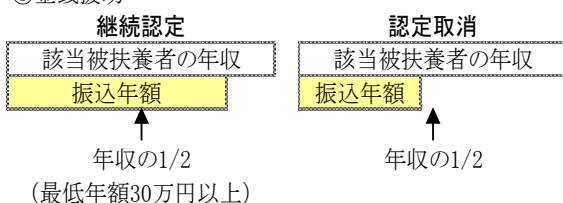
① 事業、農業等収入者(認定基準額が年額1,300,000円の者)

	前年(暦年)	本年(暦年)	翌年(暦年)
(表3)の年額単位の額	1,350,000円	1,150,000円	-
判定	-	前々年の収入で判定	7月1日から取消 → 7月1日から認定

② 給与収入者(認定基準額が月額108,334円の者)

	四半期			四半期			四半期			四半期		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
(表3)の月額単位の額	無職			120,000円			100,000円			-		
判定	認定			継続認定			1月1日から取消			4月1日から認定		

③ 金銭援助



④ 夫婦相互扶助(夫婦とも年金受給者)

父の年収	1,700,000円	1,870,000円	1,700,000円
母の年収	1,170,000円	1,000,000円	1,180,000円
夫婦合計年収	2,870,000円	2,870,000円	2,880,000円
判定	父	継続認定	認定取消
	母	継続認定	認定取消

この調査に関するお問い合わせは所属所共済組合事務担当者又は熊本市町村職員共済組合福祉課までお願いします。